◉週刊T&Amaster　商品概要　https://www.sn-hoki.co.jp/shop/product/book/detail_2531.html
☎0120-6021-86　見本誌請求 http://www.lotus21.co.jp/mihonsi.html
立ち読みコーナー　http://www.lotus21.co.jp/ta

スコープ

通則法所定の判決に該当するか否かが争点に

相続株式の評価額を巡る判決に基づく更正の請求は可能か？

納税者が相続により取得した本件株式の評価額を巡り、後発的事由（通則法23②一）による更正の請求が認められるか否かが争われていた事案で東京地裁は2月18日、納税者の主張を斥ける判断を示した。納税者は、本件株式を1株当たり1,083円で申告したものの、その後の別訴判決において1株当たり642円であったことが確定したため、後発的事由による更正の請求が認められるべきである旨を主張。しかし、裁判所は、別訴判決で争われていたのは不法行為に基づく損害賠償請求権等であり、本件株式の帰属自体ではないことなどを理由に、後発的事由による更正の請求は認められないと判断している。

裁判所、譲渡先に損害賠償等を求めた別訴判決は「判決」に該当せず

国税通則法23条2項1号では、「税額等の計算の基礎となった事実に関する訴えについての判決」により、当初申告した税額が過大となったときは、更正の請求の期限が経過した場合であっても、更正の請求を行うことができる旨が規定されている（いわゆる「後発的事由」による更正の請求のことである）。

今回紹介する事案では、納税者が主張する「別訴判決」が通則法23条2項1号規定の「判決」に該当するか否かが争点となった。

事実関係をみると、納税者（相続人）は、父である被相続人の死亡により、約154万株の本件株式（1株当たりの相続税評価額（時価）1,083円）を取得していた（事案の概要は図を参照）。

ところが、被相続人が生前に本件株式を1株当たり642円で関係会社（本件株式の発行会社の親会社）に譲渡することを約束していたことが相続開始後に発覚したため、納税者は相続により取得した本件株式のすべてを

【表】当事者の主張（「別訴判決」が通則法23条2項1号の「判決」に該当するか否か）

納税者（相続人）	国　側
▶「事実に関する訴えについての判決（通則法23②一）」の「事実」は、その事実により特定の課税計算の内容を明確に左右するようなものも含まれると解すべきである。 ▶「別訴判決」により、本件相続開始時の本件株式の相続税評価額は、1株当たり642円であったことが確定した。 ▶「別訴判決」は、通則法23条2項1号の「判決」に該当する。	▶「判決」（通則法23②一）により更正を請求するためには、その訴訟が基礎事実の存否、効力等を直接の審理の対象とし、判決により基礎事実と異なることが確定されることが必要である。 ▶「別訴判決」は、不法行為に基づく損害賠償等を請求した事案である。この訴えは、本件株式の帰属に係る事実の存否、本件株式の時価を直接の審理の対象としたものではない。 ▶「別訴判決」は、通則法23条2項1号の「判決」には該当しない。

◉週刊T&Amaster　商品概要　https://www.sn-hoki.co.jp/shop/product/book/detail_2531.html
☎0120-6021-86　見本誌請求 http://www.lotus21.co.jp/mihonsi.html
立ち読みコーナー　http://www.lotus21.co.jp/ta

【図】 事案の概要

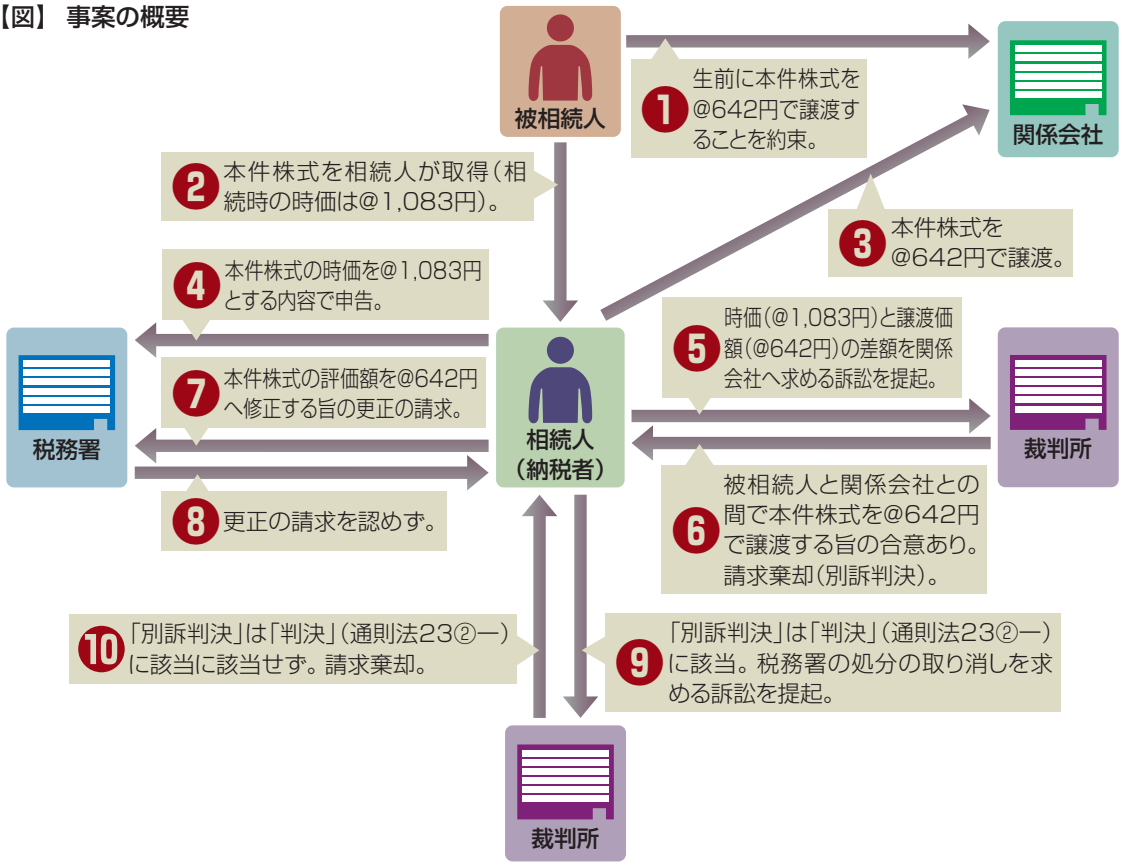

関係会社に対して譲渡することになった。

その後、納税者は、不当に低い価格で本件株式を譲渡させられたとして、関係会社に対して、相続税評価額（1株当たり1,083円）と譲渡価額（同642円）の差額分の損害賠償を求める訴訟を提起していたが、この請求は裁判所により棄却された。

納税者は、この「別訴判決」により、被相続人の相続財産に含まれていたのは本件株式ではなく、関係会社に譲渡された本件株式の売買請求権（1株当たり642円）であったことが確定したなどとして、本件株式の1株当たりの評価額を1,083円から642円に修正する内容の更正の請求を行っていた。しかし、税務署が更正の請求を認めなかったため、納税者は、その処分の取り消しを求める訴訟を提起した（当事者の主張は**表**参照）。

納税者の主張に対して、裁判所は、通則法23条2項1号規定の判決に該当するためには「税額等の計算の基礎となった事実の存否、効力等が直接審理の対象とされることが必要である」旨を指摘していた国側の主張に沿うかたちで、納税者の主張を斥ける判断を示している。裁判所は、別訴判決で争われていたのは不法行為に基づく損害賠償請求権等であり、本件株式の帰属自体ではないと指摘。

「別訴判決」は通則法23条2項1号規定の判決には該当しないため、本件株式の相続税評価額を修正する内容の更正の請求は認められないと結論付けた。

なお、敗訴した納税者は控訴している。